

賠償基準の考え方(補足資料)

<p>(基本方針)</p> <p>①避難を余儀なくされている被害者の方々の中には、できるだけ早く帰還して生活再建をすることを希望する方や、あるいは、新たな土地に移住をすることを選擇する方など、様々な立場の方が存在する。</p> <p>②このような様々な考え方の方々がいることを前提とし、賠償が個人の判断・行動に影響を与えるべきではないという指針における基本的な考え方に立ちつつ、帰還した上での生活再建や、新たな土地における生活の開始など、それぞれの選択に可能な限り資するような賠償の枠組みとする。</p> <p>③具体的には、帰還を希望する場合も、移住を希望する場合も賠償上の取扱いは同一とし、財物、精神的損害、営業損害・就労不能損害等幅広い損害項目について賠償金の一括払いを可能とすること等により、住民の生活再建のための十分な金額を確保することとする。</p>		
<p style="text-align: center;">基準案</p> <p>(1)不動産(住宅・宅地)</p> <p>【基本的な考え方】</p> <p>① 帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償する。</p> <p>※ 居住制限区域・避難指示解除準備区域において、避難指示の解除時期に応じた割合分は以下のとおり。</p> <p>(事故時点から6年経過以降：全損、5年：6分の5、4年：6分の4、3年：半額(6分の3)、2年：6分の2)</p> <p>② 解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償を行うこととする。</p> <p>※ 解除の見込み時期は、市町村の決定があればそれを踏まえて決定することとしているが、事前に特別な決定がない場合は、居住制限区域であれば事故時点から3年、避難指示解除準備区域であれば事故時点から2年を標準とする。</p> <p>【事故発生前の価値の算定】</p> <p>① 土地 宅地については、固定資産税評価額に1.43倍の補正係数をかけて事故前の時価相当額を算定する。</p> <p>② 建物 住宅については、固定資産税評価額を元に算定する方法と、建築着工統計に基づく平均新築単価を元に算定する方法を基本とし、個別評価も可能とする。</p>	<p style="text-align: center;">説明</p> <p>(賠償額)</p> <p>解除準備区域 居住制限区域 帰還困難区域</p> <p>土地・建物 事故発生前の価値</p> <p>全損</p> <p>当初一括払い 解除後追加支払い</p> <p>(時間)</p> <p>区域見直し 警戒区域 解除見込み時期 利用制限 実際の解除時期 6年</p> <p>固定資産税評価額(公示地価の70%) 1.43倍 時価相当額</p>	<p style="text-align: center;">参考</p> <p>※原子力損害賠償紛争審査会 中間指針第2次追補(以下、2次追補という)</p> <p>4 財物価値の喪失又は減少等</p> <p>中間指針第3の「損害項目」の10の財物価値の喪失又は減少等は、中間指針で示したもののほか、次のとおりとする。</p> <p>I) 帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により100パーセント減少(全損)したものと推認することができるものとする。</p> <p>II) 居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により一定程度減少したものと推認することができるものとする。</p>

不動産(住宅・宅地)に対する賠償

1. 避難指示区域の考え方

不動産（住宅・宅地）に対する賠償

(ア) 固定資産税評価額に補正係数をかけて事故前価値を算定する方法

1. 当該不動産が新築であると仮定した場合の時価相当額を算定する。

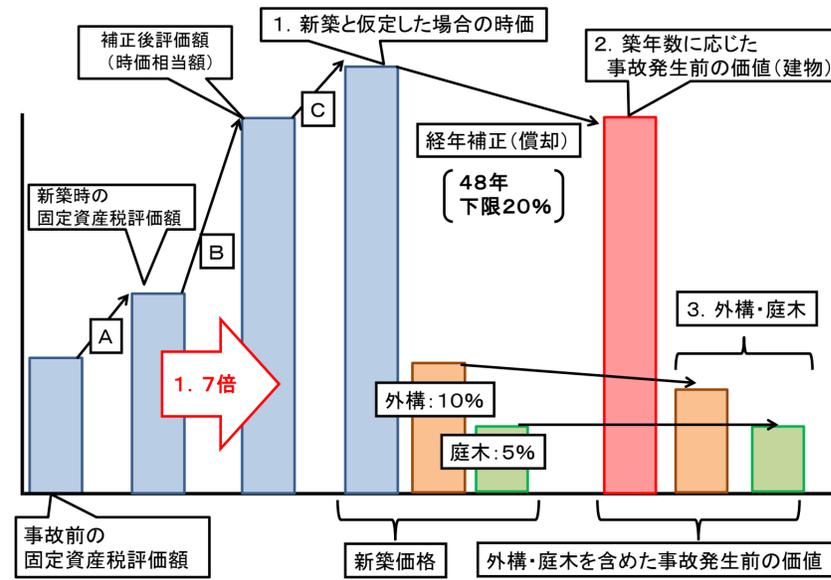
A) まず、事故前の固定資産税評価額を元に経年減点補正率（減価償却分）を割り戻して、当該建物の新築時点での固定資産税評価額を算定する。

B) 次に、A) で算定した固定資産税評価額と新築時点での時価相当額との調整を行うため1.7倍の補正係数をかける。

C) さらに、新築時点と現在との物価変動幅を調整するため、それぞれの建築年に応じた補正係数をかける。

2. その上で、公共用地の収用時の耐用年数（木造住宅で48年）を基準とし、定額法による減価償却を行い、築年数に応じた事故発生前の価値を算定する。また、残存価値には20%の下限を設ける。

3. 外構・庭木については1.で算定した時価相当額の15%として価値を推定しつつ、そのうち庭木分として5%は経年による償却を行わないこととする。

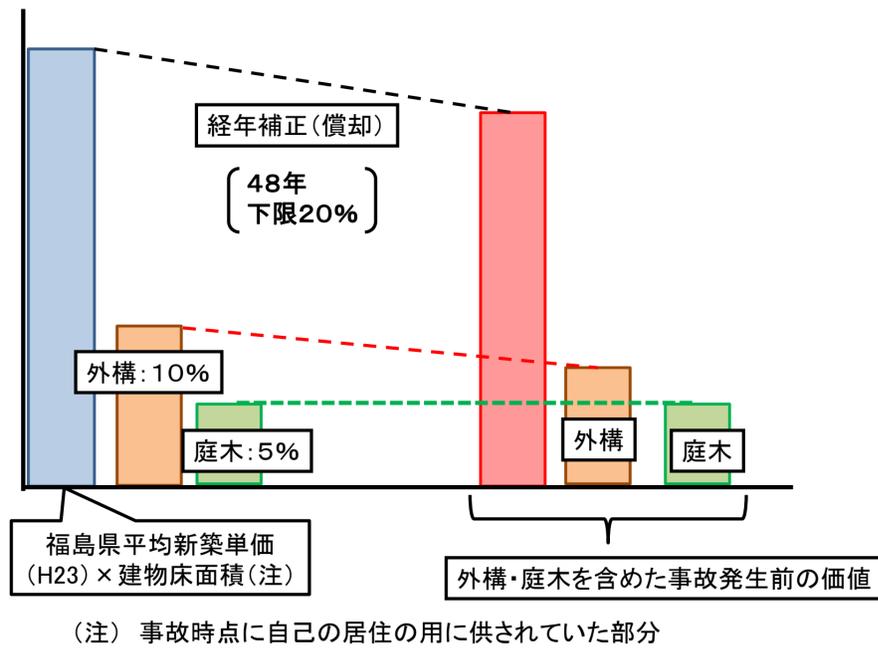


(イ) 建築着工統計による平均新築単価から事故前価値を算定する方法

1. 建物の居住部分（注）については、建築着工統計における福島県の木造住宅の直近の平均新築単価をもとに、（ア）と同じ減価償却、残存価値の下限、外構・庭木の評価を適用して、事故発生前の価値を算定する。

2. その際、築年数が48年以上経過した建物の居住部分（注）については、最低賠償単価（約13.6万円/坪）を適用する。

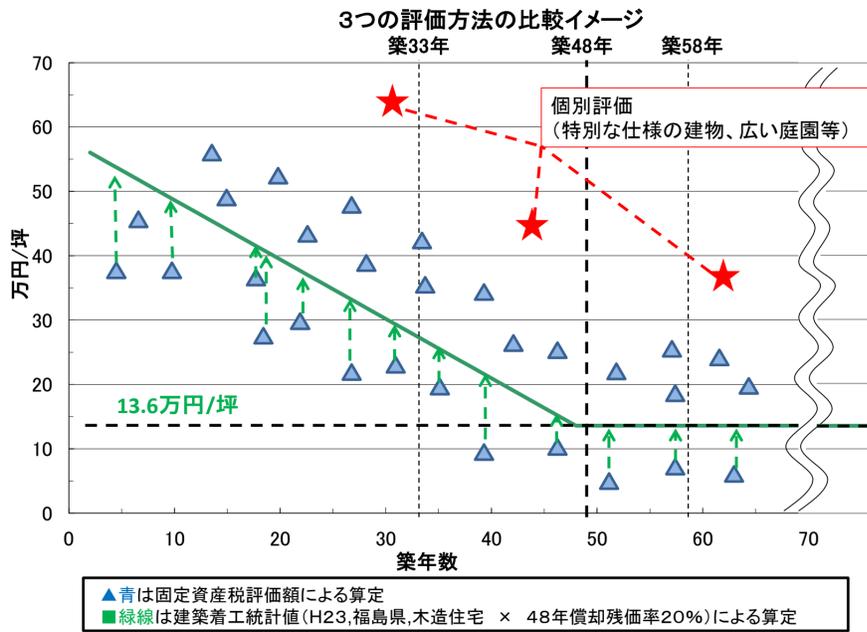
（注）事故時点に自己の居住の用に供されていた部分



1. 避難指示区域の考え方

(ウ) 個別評価
土地・建物について、様々な事情により、(ア)や(イ)の算定方法が適用できない場合には、別途個別評価を行う。その際、契約書等から実際の取得価格を確認し賠償額の算定に用いる方法なども検討する。

③ 住宅の修復費用等
住宅について、早期に修繕等を行いたいという要望も強いことから、基準公表後、建物の賠償の一部前払いとして、建物の床面積に応じた修復費用等を速やかに先行払うこととする。
※ 具体的には、個人所有の建物について、当該床面積に比例した金額（1㎡当たり約1.4万円）を支払うこととする。



※第2次追補(備考)
「本件事発生直前の価値」は、例えば居住用の建物にあつては同等の建物を取得することができるような価格とすることに配慮する等、個別具体的な事情に応じて合理的に評価するものとする。

【事業用の不動産等の賠償】
事業用不動産や償却資産、田畑、森林等については、その収益性は営業損害の賠償に反映することを基本とし、加えて、資産価値についても別途賠償を行うこととするが、適切な評価方法については継続して検討する。

(2) 家財に対する賠償
① 家族構成に応じて算定した定額の賠償とし、帰還困難区域は、避難指示期間中の立入などの条件が異なり、家財の使用が大きく制限されること等から、居住制限区域・避難指示解除準備区域と比較して一定程度高くなる設定とする。
※ なお、居住制限区域・避難指示解除準備区域は立入回数がより多くなるという前提で、立入に要する費用を算定し、一括払いを行う。
② 損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能とする。

家財賠償額(定額)表

(単位:万円)

家族構成								
帰還困難区域	325	595	635	655	675	715	735	775
居住制限区域 避難指示解除準備区域	245	445	475	490	505	535	550	580

※ 上記家族構成以外の場合も構成人数に応じて金額を算定

1. 避難指示区域の考え方

(3) 営業損害・就労不能損害に対する賠償

① 営業損害、就労不能損害の一括払い

従来の一定期間毎における実損害を賠償する方法に加え、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法を用意する。

- (ア) 農林業 : 5年分 ※1
- (イ) その他の業種 : 3年分 ※2
- (ウ) 給与所得 : 2年分 ※3

※1 一括払いの算定期間は、農林業については、2012年1月分から2016年12月分まで。ただし、2012年1月分から2012年6月分について既に支払われたか、又は支払われる予定の額があるときには、その額を除いた額とする。

※2 一括払いの算定期間は2012年3月分から2015年2月分まで。ただし、2012年3月～6月分について既に支払われたか、又は支払われる予定の額があるときには、その額を除いた額とする。

※3 一括払いの算定期間は2012年3月分から2014年2月分まで。ただし、2012年3月～5月について支払われた、又は支払われる予定の額があるときには、その額を控除した額とする。

※4 漁業については検討中。

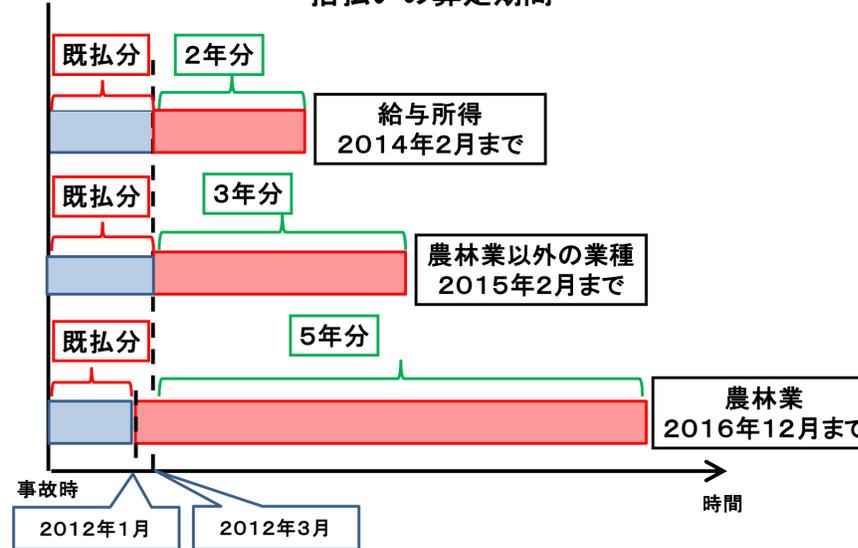
※5 大企業（同規模の公益法人を含む。以下同じ）については、一括払いの対象外とする。

営業損害・就労不能損害に対する賠償

※公共用地の取得に伴う損失補償基準

農業の営業損害は、3年、それ以外の営業は2年。（給与所得者に関しては、雇用者に対し、解雇予告期間（30日分）の給与、又は、6カ月～1年の休業手当相当額を補償。）

一括払いの算定期間



1. 避難指示区域の考え方

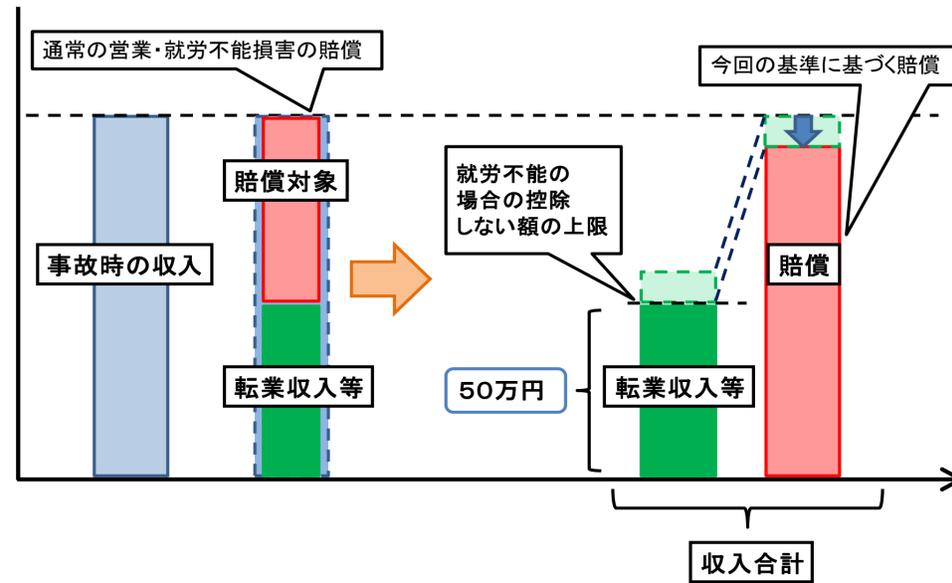
営業損害・就労不能損害に対する賠償

② 営業・就労再開等による収入は差し引かず

営業損害及び就労不能損害の賠償対象者が、営業・就労再開、転業・転職により収入を得た場合、一括払いの算定期間中の当該収入分の控除は行わない。

※1 大企業は、本取扱いの適応対象外とする。

※2 就労不能損害で控除を行わない収入は月額50万円を上限とする。

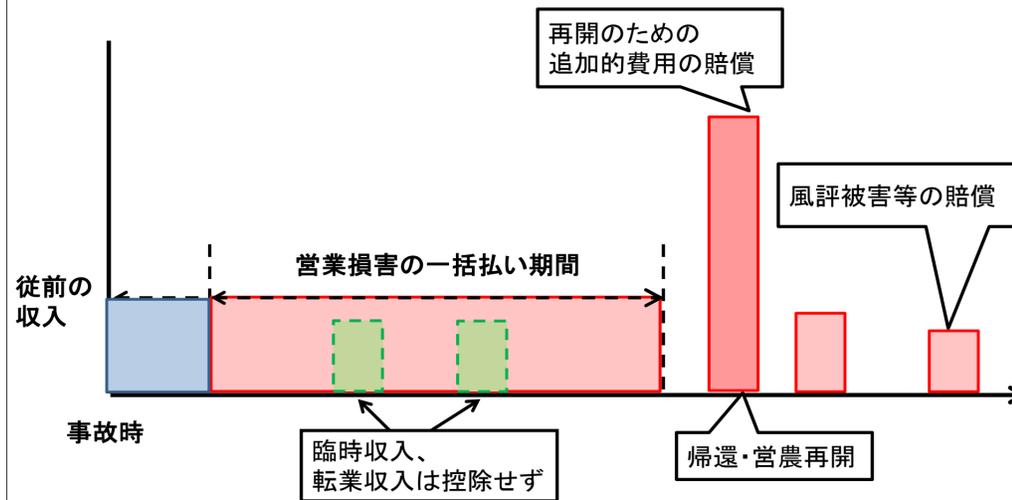


※第2次追補
(備考)

3) II) について、営業損害を被った事業者において、本件事故後の営業・就労（転業・転職や臨時的営業・就労を含む。）によって得られた利益や給与等があれば、これらの営業・就労が本件事故がなければ従前の事業活動に仕向けられていたものである限り、損害額から控除するのが原則と考えられる。しかしながら、本件事故には突然かつ広範囲に多数の者の生活や事業等に被害が生じたという特殊性があり、被害者が営業・就労を行うことが通常より困難な場合があり得る。また、これらの営業・就労によって得られた利益や給与等を一律に全て控除すると、こうした営業・就労をあえて行わない者の損害額は減少しない一方、こうした営業・就労を行うほど賠償される損害額は減少することになる。このため、当該利益や給与等について、一定の期間又は一定の額の範囲を「特別の努力」によるものとして損害額から控除しない等の「合理的かつ柔軟な対応」が必要である。

③ 事業再開費用等

帰還して営農や営業を再開する場合、その際に必要な追加的費用に加え、一括払いの対象期間終了後の風評被害についても別途賠償の対象とする。

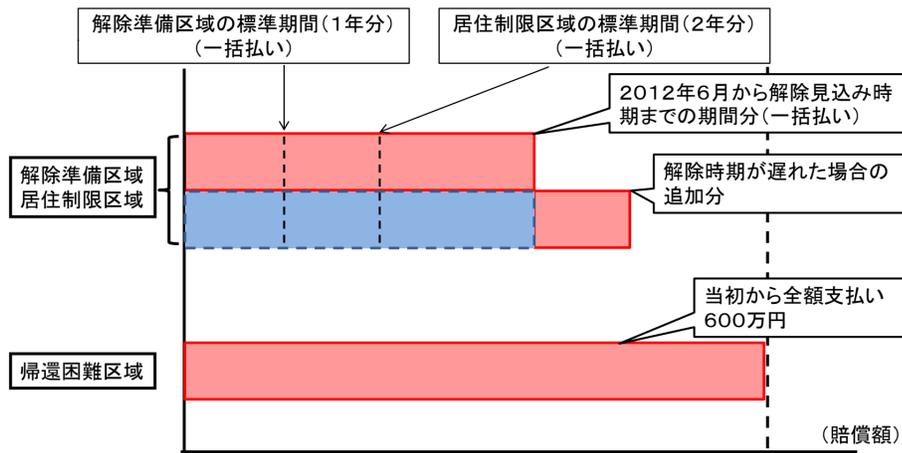


1. 避難指示区域の考え方

(4) 精神的損害に対する賠償

① 2012年6月以降の精神的損害について、帰還困難区域で600万円、居住制限区域で240万円（2年分）、避難指示解除準備区域で120万円（1年分）を標準とし、一括払いを行う。

② 居住制限区域、避難指示解除準備区域について、解除の見込み時期が①の標準期間を超える場合には、解除見込み時期に応じた期間分の一括払いを行う。その上で、実際の解除時期が標準の期間や解除の見込み時期を超えた場合は、超過分の期間について追加的に賠償を行うこととする。



※第2次追補
1 避難費用及び精神的損害

Ⅲ) I) の第3期における精神的損害の具体的な損害額（避難費用のうち通常の範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。

① 避難指示区域見直しに伴い避難指示解除準備区域に設定された地域については、一人月額10万円を目安とする。

② 避難指示区域見直しに伴い居住制限区域に設定された地域については、一人月額10万円を目安とした上、概ね2年分としてまとめて一人240万円の請求をすることができるものとする。但し、避難指示解除までの期間が長期化した場合は、賠償の対象となる期間に応じて追加する。

③ 避難指示区域見直しに伴い帰還困難区域に設定された地域については、一人600万円を目安とする。

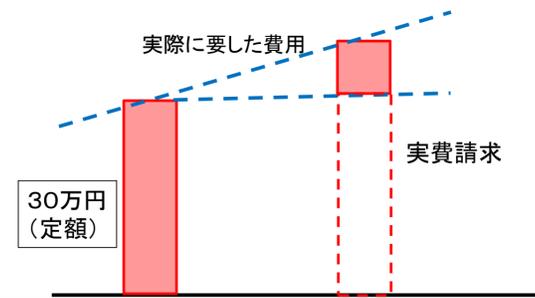
Ⅳ) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については今後の状況を踏まえて判断されるべきものとする。

精神的損害に対する賠償

2. 旧緊急時避難準備区域等における賠償の方針

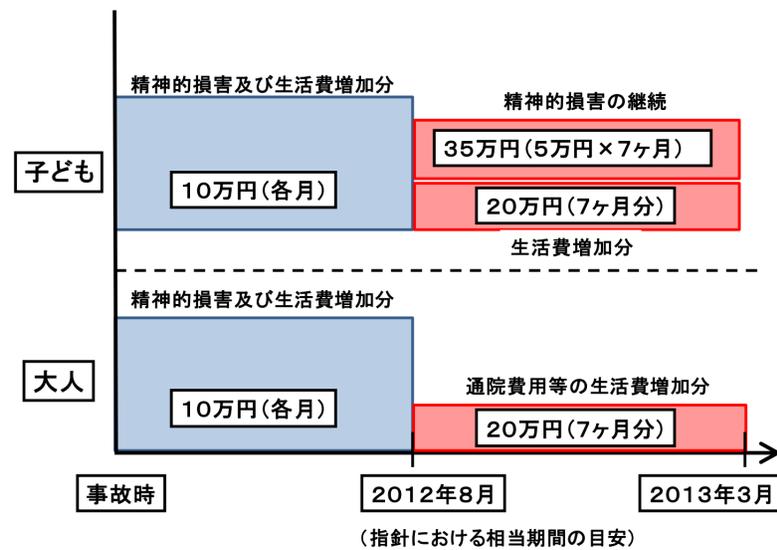
(1) 住宅等の補修・清掃費用

住宅等の補修・清掃等に要する費用として、30万円の定額の賠償を行うこととし、これを上回る場合は実損額に基づき賠償するものとする。



(2) 精神的損害・避難費用等の賠償

中学生以下の年少者の精神的損害について月額5万円として2013年3月分まで継続するとともに、全住民について、通院交通費等生活費の増加分として、2013年3月分までを一括して一人当たり20万円を支払うこととする。



第2次追補

1 (2) 旧緊急時避難準備区域
中間指針第3の[対象区域]のうち、「(4) 緊急時避難準備区域」については、平成23年9月30日に解除されていること等を踏まえ、当該区域(以下「旧緊急時避難準備区域」という。)内に住居があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

(指針)

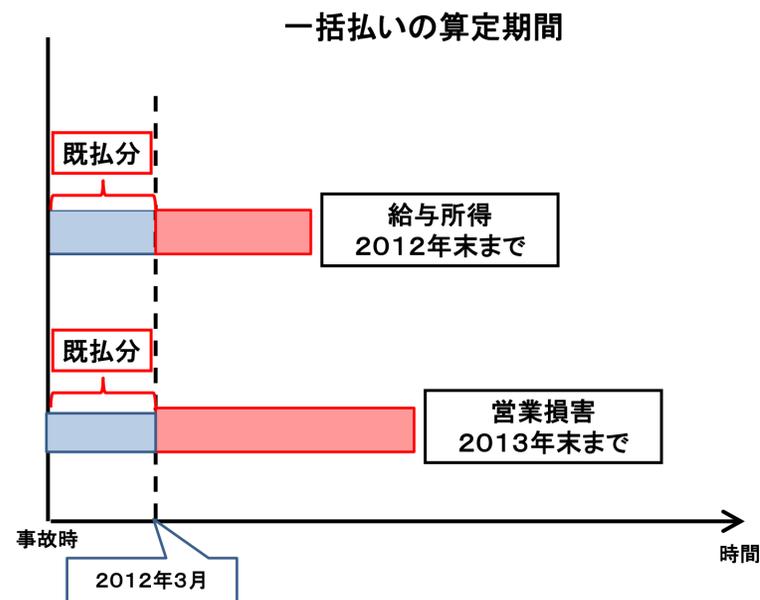
I) 中間指針の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針第3の[損害項目]の2及び6で示したとおりとする。

II) 中間指針の第3期における精神的損害の具体的な損害額(避難費用のうち通常範囲の生活費の増加費用を含む。)の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。

III) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、旧緊急時避難準備区域については平成24年8月末までを目安とする。但し、同区域のうち檜葉町の区域については、同町の避難指示区域について解除後「相当期間」(前記(1)の(指針)IV)が経過した時点までとする。

(3) 営業損害・就労不能損害の賠償

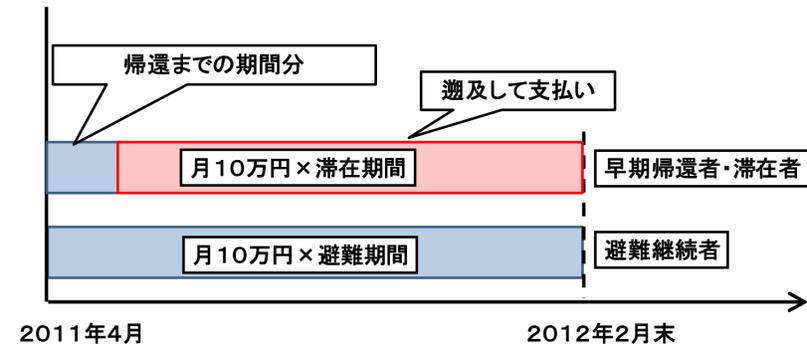
営業損害については、2013年12月分まで、就労不能損害(勤務先が避難指示区域外の場合)については、2012年12月分まで継続するとともに、一括払いの選択肢を用意する。また、一括払いの算定期間中の追加的な収入については賠償金から控除しない。



2. 旧緊急時避難準備区域等における賠償の方針

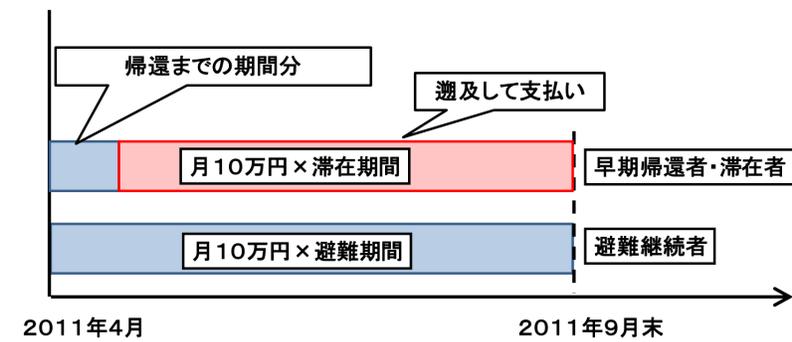
(4) 早期帰還者等への精神的損害の賠償

早期帰還者・滞在者については、避難継続者との賠償の差異を解消する観点から、遡って支払いを行う。



(5) 旧屋内退避区域等への対応

旧屋内退避区域及び南相馬市の一部については、避難継続者に対して2011年9月末まで精神的損害の賠償が支払われていたことから、早期帰還者及び滞在者に対してもその間の精神的損害の賠償について遡って支払いを行う。また、家屋の賠償、営業損害等についても、旧緊急時避難準備区域の考え方に準じた扱いとする。



<参考> 福島復興及び再生に向けた取組

(1) 政策的取組

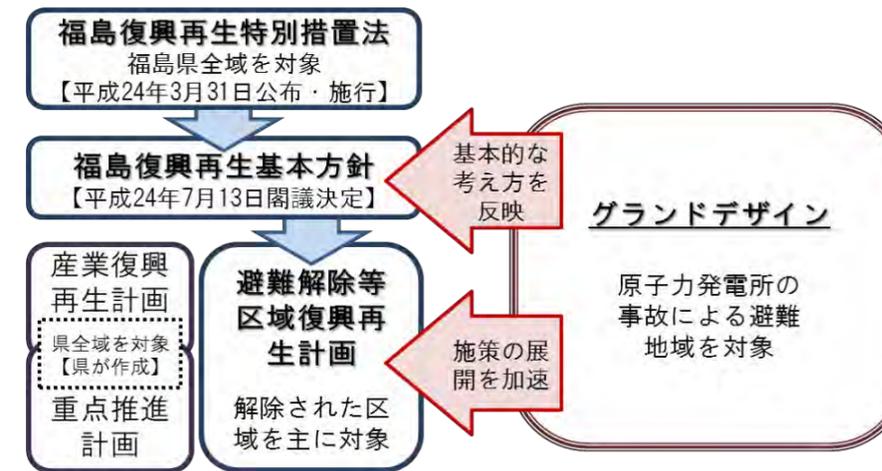
○原子力災害からの復興・再生の推進を図るため福島復興再生特別措置法を制定し、同法に基づく福島復興再生基本方針にそって総合的な施策を実施。基本方針においては福島全域を対象とする施策に加え、避難解除等区域等について以下の事項等の特記。

- (1) 産業の復興及び再生（既存産業の再開支援、雇用創出等）
- (2) 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備
- (3) 生活環境の整備（放射線からの安全・安心の確保、生活インフラの確保等）
- (4) 課税の特例（事業用設備等への投資、雇用促進等）
- (5) 居住の安定確保
- (6) 将来的な住民の帰還を目指す区域の復興及び再生に向けた準備のための取組

○県・関係市町村からの要請を踏まえ、原子力発電所の事故による避難地域を対象としたグランドデザインについても現在策定中。

(2) 居住安定確保に向けた具体的な取組

福島復興再生特別措置法	<p>①災害公営住宅の供給等</p> <p>■入居者資格の特例：避難指示区域からの避難者については、収入にかかわらず公営住宅へ入居できるよう措置。</p> <p>■整備に係る補助の特例：避難指示区域からの避難者向けの災害公営住宅の整備について、激甚災害により住宅を失った被災者向けに整備する場合と同様の引き上げられた補助率（3/4）を適用。（通常は、約45%。整備については東日本大震災復興交付金の活用が可能。この場合、追加的な国庫補助を加えた補助率は7/8を適用。）</p> <p>■用途廃止・譲渡の特例：避難者向けに整備した災害公営住宅の柔軟な用途廃止や譲渡が可能となるよう措置。 →公営住宅としての需要が無くなった場合には、事後の報告により用途廃止が可能。（通常は、国土交通大臣の承認が必要。） →耐用年限が1/6を経過し、公営住宅として維持管理する必要がない場合は譲渡可能。（通常は、耐用年限の1/4経過） →譲渡対価の用途については、地域住宅計画に基づく事業に充てることが可能。（通常は、公営住宅の整備・修繕費用等に充てなければならない。）</p>
	<p>②住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の提供</p> <p>避難指示区域の住宅に代わる住宅を取得する費用について、東日本大震災の被災者向けの住宅金融支援機構の災害復興住宅融資[*]の対象とするよう措置。 →住宅が滅失したか否かにかかわらず、避難指示区域に存在する住宅の代替住宅を融資対象化。（通常は、滅失した住宅のみ） ※当初5年間金利0%、6～10年目は、通常金利から△約0.5%引き下げ。</p>
	<p>③都市再生機構による業務の受託</p> <p>都市再生機構が、避難者向け住宅等の整備に係る福島県等の事業について本来業務として受託できるよう措置。</p>
	<p>④居住安定協議会の設置</p> <p>福島県及び移転元市町村は、災害公営住宅の整備等に当たり移転先の地方公共団体等との調整を行う場としての協議会を組織可能。</p>
東日本大震災復興特別区域法	<p>⑤東日本大震災特別家賃低減事業</p> <p>東日本大震災の被災者のうち、特に低所得な入居者の家賃負担について、通常の公営住宅家賃から更に軽減するため、地方公共団体による特別な家賃の低減事業に対して、国から支援を行う（補助率1/2、東日本大震災復興交付金を活用することも可能。この場合追加的な国庫補助を加えた補助率は3/4を適用）。</p>



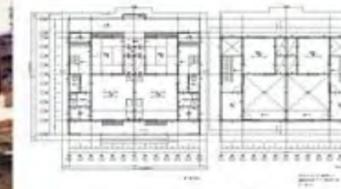
【事例】木造災害公営住宅

山古志穂茅原住宅（新潟県長岡市（旧山古志村））

・地域の気候風土（豪雪）に対応し、住文化（山の暮らし）が継続でき、一定水準以上の性能をもつ「中山間地型復興住宅」として災害公営住宅を整備



工事期間：平成18年8月21日～平成18年12月10日
入居開始日：平成18年12月18日
構造規模：木造 3階建て 2棟(5戸)
総事業費 82百万円



1・2号棟平面図

【事例】環境共生型住宅団地の事例

●石川県営：大森団地（石川県金沢市）

■建替えとあわせて、バリアフリー化や景観への配慮等を積極的に取り入れるとともに、循環型社会への対応や少子高齢化対応等の様々な工夫を取り入れ。

工事期間：平成12年12月～平成23年2月（第1期～第5期）
構造規模：鉄筋コンクリート造4階建て 8棟 253戸
総事業費：4,697百万円

